

京都市教育委員会職員住宅使用規則の全部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月30日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第10号

京都市教育委員会職員住宅使用規則の全部を改正する規則

京都市教育委員会職員住宅使用規則の全部を次のように改正する。

京都市教育委員会職員住宅使用規則

(趣旨)

第1条 京都市教育委員会職員住宅（以下「職員住宅」という。）の使用については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(名称等)

第2条 職員住宅の名称及び当該住宅を所管する校長（以下「所管校長」という。）は、別表のとおりとする。

(使用許可の手続)

第3条 職員住宅の使用を希望する職員は、所管校長を経て、職員住宅使用許可申請書（第1号様式）を教育長に提出し、使用の許可を受けなければならない。

2 教育長は、職員住宅の使用を許可したときは、申請者に対して、職員住宅使用許可書を交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、当該職員住宅の所管校長は、災害による交通の遮断等特別な事情がある場合には、3日の範囲内で、職員に対して、職員住宅の使用を許可することができる。

4 第2項の規定により職員住宅の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、所管校長の指定する日までに入居しなければならない。

(同居者の資格)

第4条 使用者は、その親族を同居させることができる。

- 2 前項以外の者を同居させようとするときは、使用者は、理由を付して所管校長を経て教育長の許可を受けなければならない。

(使用料及び実費弁償)

第5条 使用者は、別に市長が定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

- 2 使用者は、次の各号に定める実費を負担しなければならない。

(1)職員住宅内外の清掃、汚物及び下水の処理費用

(2)電気、ガス、水道、電話等の使用料金

(3)庭園、樹木等の手入れ費

(4)障子、ふすま、畳その他の造作物の修繕に要する費用

(5)その他住宅の使用上、当然使用者が負担しなければならないものの費用

- 3 前項第4号の実費は、教育長が修繕を命じた場合においても使用者が負担しなければならない。

(禁止行為)

第6条 使用者及びその同居者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)許可を受けずに、使用者の親族以外の者を同居させること。

(2)職員住宅を住居以外の目的に使用すること。

(3)職員住宅の原状を改変すること。

(4)職員住宅をき損し又は汚損すること。

(届出)

第7条 使用者は、次に掲げる事項が生じたときは、直ちに所管校長を経て教育長に届け出なければならない。

(1)同居者に異動があったとき。

(2)建物若しくはその附属物が滅失若しくはき損したとき又はそれらのおそれがあると認めたと

き。

(損害の弁償)

第8条 使用者は、その責に帰すべき事由により、職員住宅の建物若しくは附属物の全部又は一部を滅失又はき損したときは、速やかに原状に復し又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、別に市長が定めるところによる。

(返還)

第9条 使用者は、次のいずれかに該当したときは、30日以内に職員住宅を返還しなければならない。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、別に返還期日を指定することができる。

(1)使用者が職員の身分を失ったとき。

(2)転任又は配置換えにより当該職員住宅に居住する理由がないとして、使用の許可を取り消されたとき。

(3)その他本市の事務、事業の都合又は職員住宅の管理の都合により、使用の許可が取り消されたとき。

(検査)

第10条 使用者が職員住宅を返還しようとするときは、返還届(第2号様式)を所管校長を経て教育長に提出し、所管校長の検査を受けなければならない。

第11条 教育長は、職員住宅の維持管理に関し必要があると認めるときは、使用者を立ち合わせ京都市教育委員会事務局の職員又は所管校長に、職員住宅の検査を行わせることができる。

2 使用者は、前項の検査に協力しなければならない。

(使用の許可の取消し)

第12条 使用者が次のいずれかに該当するときは、教育長は、使用の許可を取り消すことがある。

(1)正当な理由なくして所管校長が指定する日までに入居しないとき。

(2)使用料を納入期日までに納めないとき。

(3)この規則又は職員住宅の管理につき必要な指示に違反したとき。

(4)その他特別な事情により、緊急に使用の許可を取り消す必要があると教育長が認めるとき。

2 使用者は、前項第1号から第3号の理由により使用の許可を取り消されたときは、直ちに職員住宅を返還しなければならない。

(違約金)

第13条 第9条又は前条第2項の規定に違反して職員住宅を返還しないときは、別に市長が定めるところにより、違約金を徴収することがある。

(職員住宅の目的外使用)

第14条 教育長は、職員住宅の目的を妨げない限りにおいて、特に住居に困窮している職員その他教育長が特に必要と認める者に対して、職員住宅の使用を許可することができる。この場合において、第2条から前条までの規定を準用する。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に職員住宅に居住する職員は、第3条の規定による使用の許可を受けた者とみなす。

別表（第2条関係）

職員住宅の名称	所管校長
雲ヶ畑小学校職員住宅	雲ヶ畑小学校長
中川小学校真弓分校職員住宅	中川小学校長
大原小学校百井分校職員住宅第7棟	大原小学校長
大原小学校百井分校職員住宅第8棟	
大原小学校尾見分校学校内職員住宅	
別所小学校職員住宅第4棟	別所小学校長
別所小学校職員住宅第6棟	
別所小学校職員住宅第8棟	
別所小学校職員住宅第9棟	
八樹小学校職員住宅第9棟	八樹小学校長
八樹小学校職員住宅第12棟	
八樹小学校内職員住宅	
堰源小学校職員住宅第10棟	
堰源小学校職員住宅第11棟	
堰源小学校職員住宅第12棟	
堰源小学校職員住宅第14棟	
堰源小学校職員住宅第18棟	
堰源小学校職員住宅第19棟	
大原中学校尾見分校職員住宅第2棟	大原中学校長
大原中学校尾見分校職員住宅第3棟	
花背第一中学校職員住宅	花背第一中学校長
花背第二中学校職員住宅第7棟	花背第二中学校長
花背第二中学校職員住宅第9棟	
花背第二中学校学校内職員住宅	
堰源中学校職員住宅	
水尾小学校学校内職員住宅	嵯峨小学校長
宕陰小学校職員住宅第13棟	宕陰小学校長
宕陰小学校職員住宅第14棟	
宕陰小学校職員住宅第16棟	
宕陰小学校職員住宅第17棟	
京北第一小学校職員住宅第16棟	京北第一小学校長
元細野小学校職員住宅	
周山中学校職員住宅第22棟	周山中学校長
周山中学校職員住宅第27棟	

第1号様式 (第3条関係)

職 員 住 宅 使 用 許 可 申 請 書		年 月 日
(あて先) 京都市教育委員会教育長		
所属名 職氏名		印
職員住宅を下記により使用したいので、京都市教育委員会職員住宅使用規則第3条の規定により、使用の許可を申請します。		
記		
(1)使用を希望する職員住宅の名称		
(2)現住所		
(3)同居者の氏名及び続柄		
(4)職員住宅の使用を希望する理由		
上記のとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日	所 属 長 氏 名	印
所管校長の意見		
	所管校長 氏 名	印

第2号様式 (第10条関係)

返 還 届		年 月 日
(あて先) 京都市教育委員会教育長		
所属名 職氏名		印
職員住宅の名称		
上記職員住宅は 年 月 日に返還しますので、お届けします。		